

第100回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

目次

事業報告	
会社役員の状態	
責任限定契約の内容の概要……………	1
役員等賠償責任保険契約の概要……………	1
会計監査人の状態……………	2
業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状態……………	3
連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書……………	10
連結注記表……………	11
計算書類	
貸借対照表……………	23
損益計算書……………	24
株主資本等変動計算書……………	25
個別注記表……………	26
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告……………	33
計算書類に係る会計監査報告……………	36
監査役会の監査報告……………	39

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。



ホッカンホールディングス株式会社

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。その概要は以下のとおりであり、その保険料の全部を、取締役会にて決議し会社負担としております。

保険契約者	ホッカンホールディングス株式会社
対象会社	ホッカンホールディングス株式会社、 北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパック
被保険者の範囲	取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員およびこれらの相続人、管財人等（既に退任している者および新たに選任された者を含む）
役員等賠償責任保険契約により 補填することとされる損害の概要	(イ) 個人被保険者の行為（または不作為）に起因して、個人被保険者に対してなされた損害賠償請求によって、個人被保険者が被る損害 (ロ) 損害賠償請求・公的調査等、刑事手続、財産または地位の保全手続等への対応や信頼回復広告に要する費用

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

Mooreみらい監査法人：30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

Mooreみらい監査法人：84百万円

- (注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパックにつきましても、Mooreみらい監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社の子会社でありますPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がMooreみらい監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、会計監査人であるMooreみらい監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (イ) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「ビジョン」、「サステナビリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
 - b. 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
 - c. 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - d. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - e. 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - f. 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査部を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - g. 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

(ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- b. 不測の事態が発生した場合には、「危機管理マニュアル」に従った迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。

(ニ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
- c. 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。

(ホ) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
 - ii. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理を行っている。

- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社グループでは、原則として5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
 - ii. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
 - iii. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。
- d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「ビジョン」、「サステナビリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
 - ii. 取締役の職務執行については、監査の方針に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - iii. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - iv. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社ごとにコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。

- v. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査部を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - vi. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- (ハ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社では、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (チ) 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。
 - ii. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
 - iii. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。

- iv. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査部・外部監査人との連携を図ることとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - i. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。
- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程に準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (ヌ) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - b. 監査役会が独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - c. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(ル) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(ヲ) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。
また、監査部のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) コンプライアンス体制
当社ではグループとしてコンプライアンス委員会を年4回定期開催しており、コンプライアンス研修についてもグループ各社の経営者、管理職、従業員に対して実施しております。
また、内部通報制度についてもグループ各社に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

(ロ) リスク管理体制
当社ではグループとしてリスク管理委員会を年2回定期開催しており、各種リスクの識別、分析を行っております。
また、海外を含む危機管理マニュアルを制定しており、同マニュアルに基づき行動する体制を整えております。

(ハ) 取締役の職務の執行体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定め、たうえで、取締役会を本年度12回開催しております。

また、取締役会の他、グループ経営会議を年12回開催しており、重要案件について議論がなされております。

(二) 子会社の経営管理体制

当社では本年度12回実施したグループ経営会議において、子会社の業績や営業状況等が報告されており、また、子会社管理規程・海外事業会社管理規程に従い、子会社の管理がなされております。

(ホ) 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に委員として本年度4回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についてもグループ経営会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	11,086	11,103	27,426	△1,857		47,759
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△986			△986
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,262			3,262
自己株式の取得				△126		△126
自己株式の処分		0		215		215
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		41				41
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	41	2,276	89		2,407
当 期 末 残 高	11,086	11,145	29,703	△1,768		50,166

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 額	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,657	0	2,076	554	8,289	4,822	60,870
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△986
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,262
自己株式の取得							△126
自己株式の処分							215
連結子会社株式の取得に よる持分の増減							41
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△625	1	△818	476	△965	△85	△1,051
連結会計年度中の変動額合計	△625	1	△818	476	△965	△85	1,355
当 期 末 残 高	5,032	1	1,257	1,031	7,323	4,736	62,225

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称
北海製罐株式会社
株式会社日本キャンパック
オーエスマシナリー株式会社
昭和製器株式会社
東都成型株式会社
くじらい乳業株式会社
株式会社ワーク・サービス
株式会社真喜食品
KE・OSマシナリー株式会社
PT.HOKKAN INDONESIA
NIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.
PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 日本キム株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・会社の名称 NIHON CANPACK(MALAYSIA)SDN.BHD.

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 日本キム株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産（通常の販売目的で保有する棚卸資産）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

（社内における見込利用可能期間）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 棚卸資産廃棄費用引当金

不良品の廃棄処理に備えるため、将来支出されると見込まれる金額を合理的に見積もり、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ニ. 事業構造改革引当金

飲料用スチール空缶事業の廃止に伴う事業構造改革により発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）及び主要子会社の取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ. 従業員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員及び主要子会社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約取引

(ヘッジ対象) 買掛金、設備関係未払金

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 65,459百万円 (内、のれん1,273百万円)

減損損失 327百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産のうち容器事業、充填事業及び海外事業の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社グループでは、2025年3月末における減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りに人件費・物流費の上昇による影響を反映しております。

また、海外連結子会社ののれんについては、連結会計年度ごとに減損テストを実施しております。のれんを含む資産グループから得られる割引後キャッシュ・フローの総額が、のれんを含む資産グループの帳簿価額を下回る場合には、のれんについても減損損失が計上されます。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来営業キャッシュ・フローは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の将来営業キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。人件費・物流費の影響については、以下の仮定を用いて将来営業キャッシュ・フローの見積りを行っております。

・仮定した将来事業計画について

翌連結会計年度においては、人件費・物流費の上昇に伴う製造コストの増加による影響が続くことを前提に作成しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、最善の見積りを前提にしているため、今後の人件費・物流費及び経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

153,046百万円

(2) 債務保証

従業員の金融機関からの借入に対して保証を行っております。

6百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額(百万円)
事業用設備（エアゾール缶用製造設備）	群馬県明和町	機械装置及び運搬具他	199
事業用設備（缶詰用空缶製造設備）	北海道小樽市	土地他	82
遊休設備	群馬県明和町	建設仮勘定	1
	Cileungsi, Indonesia	機械装置及び運搬具他	43

(経緯)

上記の事業用設備については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識し、特別損失（減損損失）に計上いたしました。遊休設備については、使用が見込めなくなり、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識し、特別損失（減損損失）に計上いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用設備については主として工場を資産グループの基礎として、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎に資産のグルーピングを行っております。遊休設備については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用設備については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分見込費用を控除した金額にて評価しております。遊休設備については、正味売却価額により測定しており、備忘価額まで減額して評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	13,469	—	—	13,469

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	1,219	82	140	1,161

当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式394千株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式報酬制度に係る信託の取得による増加 82千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式報酬制度に係る信託への処分による減少 82千株

役員向け株式報酬制度に係る信託から役員への給付による減少 41千株

従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託から持株会への売却による減少 17千株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	694	55円00銭	2024年3月31日	2024年6月13日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	292	23円00銭	2024年9月30日	2024年12月10日

2024年5月15日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

2024年11月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	889	70円00銭	2025年3月31日	2025年6月6日

2025年5月9日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金27百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金については、金利変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用したヘッジは行っておりません。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※3)	時価(※3)	差額
(1) 受取手形	614	614	－
(2) 売掛金	21,441	21,441	－
(3) 電子記録債権	2,818	2,818	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	11,155	11,155	－
(5) 支払手形及び買掛金	(14,858)	(14,858)	－
(6) 短期借入金	(11,110)	(11,110)	－
(7) リース債務(流動負債)	(341)	(341)	－
(8) 社債	(5,000)	(4,734)	265
(9) 長期借入金	(25,482)	(25,169)	312
(10) リース債務(固定負債)	(1,167)	(1,269)	△102
(11) デリバティブ取引(※4) ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	－

(※1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式216百万円および関係会社株式547百万円であります。

(※3) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	11,155	—	—	11,155
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	2	—	2

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	614	—	614
売掛金	—	21,441	—	21,441
電子記録債権	—	2,818	—	2,818
支払手形及び買掛金	—	(14,858)	—	(14,858)
短期借入金	—	(11,110)	—	(11,110)
リース債務(流動負債)	—	(341)	—	(341)
社債	—	(4,734)	—	(4,734)
長期借入金	—	(25,169)	—	(25,169)
リース債務(固定負債)	—	(1,269)	—	(1,269)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、並びにリース債務(流動負債)

これらの時価は、一定の期日ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等（土地を含む。）を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△6百万円（賃貸収益は営業外収益、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
973	△1	971	1,475

- (注) 1. 当連結会計年度増減額のうち、主要な減少額は減価償却1百万円等であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,671円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	265円60銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	容器事業	充填事業	海外事業	計		
メタル缶関連製品	13,611	—	—	13,611	—	13,611
プラスチック容器関連製品	17,748	—	12,924	30,672	—	30,672
缶充填関連製品	—	2,072	490	2,562	—	2,562
ペットボトル充填関連製品	—	34,864	4,564	39,428	—	39,428
その他	—	2,505	—	2,505	3,638	6,144
顧客との契約から生じる収益	31,359	39,442	17,979	88,780	3,638	92,419
外部顧客への売上高	31,359	39,442	17,979	88,780	3,638	92,419

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械製作事業及び工場内運搬作業等の請負事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における連結子会社における顧客との契約から計上された、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の期末残高は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	24,973
契約資産	98

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,019
現金及び預金	10,654
短期貸付金	10,302
未収入金	970
その他	91
貸倒引当金	△0
固定資産	56,164
有形固定資産	1,261
建物	919
構築物	42
工具器具及び備品	78
土地	19
リース資産	173
建設仮勘定	28
無形固定資産	288
投資その他の資産	54,615
投資有価証券	10,190
関係会社株式	15,370
長期貸付金	28,600
その他	546
貸倒引当金	△91
資産合計	78,183

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,509
短期借入金	10,373
未払金	911
未払法人税等	18
賞与引当金	33
その他	172
固定負債	30,967
社債	5,000
長期借入金	23,437
役員株式給付引当金	106
従業員株式給付引当金	23
退職給付引当金	194
長期預り金	58
繰延税金負債	1,937
その他	209
負債合計	42,477
純資産の部	
株主資本	31,369
資本金	11,086
資本剰余金	10,733
資本準備金	10,725
その他資本剰余金	7
利益剰余金	11,318
利益準備金	2,771
その他利益剰余金	8,546
別途積立金	1,600
繰越利益剰余金	6,946
自己株式	△1,768
評価・換算差額等	4,337
その他有価証券評価差額金	4,337
純資産合計	35,706
負債純資産合計	78,183

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	1,536	
経営管理料	1,336	2,872
営業費用		
一般管理費	2,354	2,354
営業利益		518
営業外収益		642
営業外費用		206
経常利益		954
特別利益		
投資有価証券売却益	320	320
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	
投資有価証券売却損	7	10
税引前当期純利益		1,264
法人税、住民税及び事業税	△76	
法人税等調整額	△11	△87
当期純利益		1,352

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	11,086	10,725	7	10,733	2,771	1,600
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				—		
当期純利益				—		
自己株式の取得				—		
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—
当 期 末 残 高	11,086	10,725	7	10,733	2,771	1,600

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	6,580	10,951	△1,857	30,914	4,887	4,887	35,801
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△986	△986		△986		—	△986
当期純利益	1,352	1,352		1,352		—	1,352
自己株式の取得		—	△126	△126		—	△126
自己株式の処分		—	215	215		—	215
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—		—	△549	△549	△549
事業年度中の変動額合計	366	366	89	455	△549	△549	△94
当 期 末 残 高	6,946	11,318	△1,768	31,369	4,337	4,337	35,706

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。

③ リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 従業員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産	428百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	11,101百万円
② 長期金銭債権	28,600百万円
③ 短期金銭債務	1,463百万円
(3) 債務保証	
借入等に対して保証を行っております。	
PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	4,024百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	2,872百万円
一般管理費	32百万円
営業取引以外の取引による取引高	357百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,219	82	140	1,161

当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式報酬制度、従業員向け株式報酬制度および従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託が保有する当社株式394千株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託の取得による増加 82千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託への処分による減少 82千株

役員向け株式報酬制度に係る信託から役員への給付による減少 41千株

従業員持株会信託型ESOP制度に係る信託から持株会への売却による減少 17千株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

欠損金 300 百万円

未払事業税 4

賞与引当金 10

退職給付引当金 61

投資有価証券等評価損 0

関係会社株式 5,131

ゴルフ会員権評価損 1

貸倒引当金 28

その他 99

繰延税金資産小計 5,638

評価性引当額 △5,557

繰延税金資産合計 81

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,996

その他 22

繰延税金負債合計 2,018

繰延税金負債の純額 △1,937

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が55百万円増加し、法人税等調整額が1百万円、その他有価証券評価差額金が57百万円それぞれ減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北海製罐(株)	北海道小樽市	百万円500	容器事業	所有(直接)100.0	経営管理等 役員の兼任 6名	経営管理料(注1)	359	-	-
							資金の貸付(注2)	3,182(注3)	短期貸付金	1,602
							資金の貸付(注2)	4,500	長期貸付金	13,500
							資金の回収	3,000		
	東都成型(株)	群馬県邑楽郡	百万円160	容器事業	所有(間接)100.0	経営管理等 役員の兼任 1名	資金の貸付(注2)	337(注3)	短期貸付金	1,038
							資金の回収	-	長期貸付金	3,100
	(株)日本キャンパック	東京都千代田区	百万円411	充填事業	所有(直接)100.0	経営管理等 役員の兼任 5名	経営管理料(注1)	913	-	-
							資金の貸付(注2)	1,690(注3)	短期貸付金	5,657
							資金の貸付(注2)	4,000	長期貸付金	12,000
							資金の回収	4,850		
	オーエスマシナリー(株)	北海道小樽市	百万円400	機械製作事業	所有(直接)100.0	経営管理等 役員の兼任 2名	資金の貸付(注2)	6(注3)	短期貸付金	847
	くじらい乳業(株)	埼玉県行田市	百万円30	充填事業	所有(間接)83.3	経営管理等 役員の兼任 1名	資金の回収(注2)	300	短期貸付金	1,116
PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	Jakarta, Indonesia	百万円が初年度? 1,327,000	海外事業	所有(直接)81.0	経営管理等 役員の兼任 2名	PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの借入等に対する債務保証(注4)	4,024	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(注4) 債務保証については、市場金利等を勘案した合理的な保証料を受領しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,901円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	110円09銭

9. 収益認識に関する注記

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

ホッカホールディングス株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 後 宏 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 村 英 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 後 宏 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 村 英 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書にお

いて計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ監査役連絡会、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMooreみらい監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びMooreみらい監査法人から受けております。
- ④ 前年度の事業報告に記載された、当社連結子会社における元社員による不正行為の発生に対する、再発防止策の実行の徹底については、適切な対応がとられていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

ホッカホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 石川 宏 司 ㊟

監査役 渡邊 基 樹 ㊟

社外監査役 鈴木 徹 也 ㊟

社外監査役 田島 正 広 ㊟

以上